

短期連載

東京都国立市長選挙を検証する（全3回）

—第1回—

文教都市・国立の歴史と今日的位相

松蔭大学講師 嶋津 隆文

はじめに

東京の郊外にある小さな自治体国立市。しかしここは何かと全国的に注目されてきた自治体である。文教都市という長い歴史と一橋大の大通りに象徴される景観の優れた街。日経新聞のアンケート（平成一八年七月）では「子どもを育てた町」のNo.1にランクされる。しかし一方で社会的な事件としての話題も事欠かない。景観権と七階以上を取り壊せという判決で話題を呼んだ明和マンション事件。日の丸を揚げたからと校長を、小学生が教員と一緒に土下座させた事件。そして全国の市で唯一残された住基ネットの切断の自治体。しかしこの街の知的なイメージと混乱の実態は実は別々のものでなく、国立の持つ不可分の二面性を示すものといってよい。国立市の市長選挙はこういった背景を持つ街を舞台とするだけに、常に激しい保革の対立の中で展開されてきた。また同時にその都度、地方自治の時代的な課題も浮き彫りにしてきたといえる。そこで本稿では、国立の市長選を俯瞰する中で国立市の政治的な実態を分析するとともに、あわせてわが国の市民自治と戦後民主主義の今日的な課題を検証することとしたい。その第一回目の作業として、国立の街の文教都市として形成された歴史と次第に「革新」色を濃くしてきた過程をなぞってみることとする（以後「混迷する国立市政」

(八月号)、「国立市長選の攻防」(九月号)の予定)。

なおここで、「革新」と敢えてカッコ付きで表現する理由を付言しておかねばならない。「革新」派といわれる人たちの中には、改革イメージと異なり民間活力の導入や給与の是正などの改革に消極的な人が少なくない。生活道路の整備等にも否定的な人が多い。国立の場合も例外ではない。むしろ

表1 市長選結果

平成19年4月	関口博 (共、ネット)	14,707票
	嶋津隆文 (自、公)	13,701票
	山下容子 (無)	4,268票
平成15年4月	上原公子 (共、ネット、民)	17,259票
	菊地亨 (自)	8,473票
	蔵多得三郎 (無)	4,823票
平成11年4月	上原公子 (社、共、ネット)	15,942票
	佐伯有行 (自、公)	14,691票
平成7年4月	佐伯有行 (自、公)	15,648票
	宮本晋 (共)	9,807票
平成3年4月	佐伯有行 (自、公、自由)	16,508票
	加藤正文 (社、共)	10,053票

一部の既得権を守る「守旧」派というのが実態に近い。そう思うからである。ともあれ、まず基礎資料として最近の市長選挙の結果を掲げよう。国立は人口七万五〇〇〇人、有権者五万三〇〇〇人の街である。そして今回の投票率は五八%であった。

表1の選挙結果に見るように、ここ一〇年近く国立市はいわゆる「革新」市政によって運営されてきた。市長は上原公子が二期八年。そして今回の市長選で後継指名を受けた関口博が当選し「革新」を継続する。上原はそもそも生活ネット出身の市議であり、最近では共産党が中心的支持母体となっている。景観保護と市民参加をアピールすることで、過半の市民の支持を受けてきていたといえる。

しかし一方で財政が逼迫しながらも行政改革にも殆ど着手できず、議会との混乱が続く市政となっていた。平成一七、一八年の三角国立駅舎の保存問題で、曳き家方式での提案を議会に行うが、財源の手立てがないことと駅周辺の全体計画がないことで議会から否決される。それ以外にも無防備地域宣言など特に思想的色合いの強い案件も多く議会によって否決されてきた。ところが今年(平成一九年)三月の選挙直前に、「不出馬でもって議会に抗議したい」と記者会見で辞任を表明。その後の結果は表1のように、後任候補者・関口博が保守候補者・嶋津隆文に一〇〇〇票差をつけて当選、また市議も「革新」系が三議席増加することとなる。

それにしても、ここまで混乱した市政運営をする国立で「革新」が強いのはなぜか。また一方で保守が脆弱であるのはなぜか。保守サイドからは「国立には魔物が住む」(日野市議談)といわれる。そんな国立市の分析を、市長候補とし

て半年間関わった当事者である筆者の視点から行ってみることとする。

一 「上原市政」前史としての国立

国立は特異な歴史と実績を持ってきた街である。まずその概要を俯瞰してみることにする。なお記述に当たっては錯綜する地域の実情を勘案し、極力一面的な見方を避け複眼的な視点を心掛けてみたつもりである。

(1) 文教都市としての歴史

国立は大正末期に箱根土地（現「株コクド」）の堤康次郎が開発した約一〇〇万坪の別荘型分譲住宅地である。大学通りと桜通りの南北の大路を軸に広がる方丈の街並みは、ドイツの大学都市ゲッチンゲンに倣って建設されたといわれる。「大学町は学校を中心とした平和にして静かな理想郷ですから、工場や風儀を乱すような営業は絶対にお断りせねばなりません」と当時の分譲ビラにある（「国立の歴史」加藤哲郎）。この言葉にその後の街の方向性をみることができるといえる。

しかし世の中、明の部分があれば暗の部分がある。堤康次郎の開発も、他方で当時谷保村の里山であった当該開発エリア（現在の東、中、西地域）の土地（狭義の国立地区）について、堤は農民から土地を二足三文の値で買い上げ莫大な利

益を得たと語りつがれている。しかもその後の行政サービスが、とかく北部の新しい国立地区を中心に展開されてきただけに、旧住民たる南部の谷保の人々の反発と格差意識はかなり根が深いものとなっている。

地元谷保と新興住宅地「国立」との対立は、この街の歴史とともに生まれている。換言するならば国立の歴史は、北部の西武資本による開発地域の新住民の視点だけでなく、もう一つの谷保市民の視点からもみなくてはならないということである。

① 浄化運動、「文教地区」指定運動の歴史

戦後まもなくの昭和二五年に朝鮮動乱が勃発。隣接する立川基地には多くの米兵が滞在することとなる。国立にも米兵相手の簡易旅館（モンキーハウス）や飲食店（GIバー）が出現し、風紀上の問題が俎上になるようになった。そこで市民の浄化運動が起き、町議会は文教地区指定決議を行い、昭和二七年「国立文教地区」の指定を受けるのである。これが「闘う市民のまち」国立の最初のイメージ・ステージとてよいだろう。

現在でこそ街のブランドとなったこの「文教地区」指定も、当時議会での票差は賛成一三票、反対一二票のわずか一票というものであった。生活を考えざるをえない地元商店街等の人々にとって、文教地区の指定は死活問題と写ったのである。

う。しかもこの浄化運動がもう一つ反米運動としての色彩を持つていたことも街を二分する騒動の背景となつていたのである。

それにしても全国市町村初となつたこの「文教地区」指定は、その後の国立のイメージを形成する点で結果的に誤まりのない選択であつたといえる。しかもそれが市民自治というコンセプトと一緒に形成されたところに、この街の思想的基盤と誇りが生まれたことも認識しておいてよい。「文教都市・国立」というのは、それら市民運動と同義の象徴的、行動的概念として、国立の街に根づいていくこととなるのである。

② 公民館運動等の歴史

さてこの文教都市指定について、国立では文教都市の内実をつくるべく啓発、啓蒙の社会教育活動が広がりを持ち始める。いわゆる公民館運動である。昭和二八年に公民館設置促進連合会が発足し、昭和三〇年には中央公民館がスタートする。おりしも国に移管された自治体警察の建物がその場所となつた。やがて公民館図書室もでき、読書会、青年学級、サークル活動と広がっていき、三〇年代後半には市民大学講座、国立婦人教室といった体勢を形成しながら、国立文化運動の中心となつていたのである。この国立公民館運動は、市民の社会教育運動の核ともなり、あるいはその後の様々な

市民運動の核ともなることによつて、文教都市国立の名をもう一つ全国的に喧伝する源泉となつたのである。

なおこの時期、さらに注目すべき組織がスタートしている。国立町公立学校PTA連絡協議会、いわゆる「P連」である。子どもの教育環境の改善を、教員とともに進めようとするものである。この市民組織は、当時大きな社会的問題となつていた「勤務評定」闘争と連動しながら、国立の街に拡大浸透していったのである。P連の発足は昭和三三年、勤評闘争の高揚は昭和三四年からのことである。

（その後の変質）

しかし時間とは残酷なものである。こうした社会教育的な文化活動も時間とともに少しずつ変質していく。活動としての停滞も指摘され、また特定の人たちの私物化的な利用が取り沙汰されるようになった。

公民館の運営は利用団体運営協議会なる組織で行われている。「このメンバーに館の運営を古くから牛耳る人たちがいて、特定のグループが事実上既得権を得ているんですよ」との批判が開かれるようになった。このことは運営にとどまらない。時に役所人事にも介入してきたとさえいわれている。職員の中には「治外法権ですよ、今の公民館は」と嘆息する者さえいる。いわゆる「プロ市民」の問題である。

同様に時間の経過とともに変質したものに先述したP連が

ある。ある地元中学のP連経験者は、こう述べている。

「今のP連には違和感があります。何年も何回も同じ人が出てきて、限られた人たちだけで物事を進め反対意見はいえない雰囲気でした」。

社会教育活動として地道にスタートした国立市の公民館運動、あるいはP連活動は、いまや一部の「プロ市民」といわれる人たちを軸に、多分に当初の意図と異なる側面を持ち始めている。このことは残念ながら認識しなくてはならない。

③ 「景観保護」運動の歴史

ついで国立の歴史を語る上で触れるべきは景観保護、環境保護の運動である。これには市民運動と深く連携しているだけに特筆すべきものが数件ある。以下に述べよう。

i 歩道橋裁判事件

昭和四四年に景観に関して国立の名を全国に高らしめる事件が起きた。それは現在の明和マンションの前に架けられている大学通りの歩道橋の設置を巡っての事件である。当時大学通りは交通量が増えただけでなく暴走族の恰好の舞台となっていた。それだけに、通学する子どもたちの安全のために歩道橋が必要であるという主張が出た。しかし大学通りのシンメトリーな景観の保護と車優先社会にNOとする選択こそが大事だとのもう一つの主張が出され、対立が始まったものである。昭和四五年に歩道橋は完成するが、景観保護の市民グ

ループは環境権を主張して東京都を相手に訴訟を続ける姿勢をとった。ちなみにこの訴訟は極めて有名な判例となり、往時の法律を学ぶ全国の学生にとっては不可欠な教材となって、国立の名前とともに印象づけられることとなる。

この歩道橋騒動は、従来の新旧住民の対立から生じる南北問題とはいささか様相を異にしていた。だが気づくべきことは、子どもたちの生命身体の安全を二義的にしても、自らの地域の景観と静謐は「守る」という周辺住民のこだわりの大きさである。しかもその運動市民の主張と行動の強靱さを、いかに広く街の内外に印象づけたことであろう。

ii 一種住専運動

そして昭和四八年には、この歩道橋裁判事件に連動するような形で、大学通り沿いの住宅地の用途地域の見直しに際し同様に景観保護の市民運動が広がったのである。すなわち市が進めようとした二種住専案を認めず、むしろ規制の厳しい一種住専に下げようという運動が周辺住民を中心に展開されたのである。住民を増やす。商店街の売り上げ増を図る。税金も確保する。そのことで行政サービスを上げる。こうした思考回路の土地の有効利用よりは、身の回りの景観を優先する、建物の高さ制限をするという住民意識が相対的に力を持ったのだ。やがてこうした市民運動というスタイルが、常に強く展開される国立の行動様式として、この街には定着し

ていくのである。

iii 明和マンション裁判事件

ところがその後の国立の土地利用規制は、わが国の高度成長期からバブル期の経済の活性化過程の中で、例外となることなく変化していく。平成元年に用途地域の大幅な緩和が行われたのである。駅周辺や商店街通りの容積率が六〇〇%の商業地域となり、しかも高さ制限も撤廃されたのだ。不動産の有効活用や相続税対策の中で出された市民ニーズを受けてのことであった。

そして平成六年の国立駅南口に遠藤ビル（「ナイスアーバンビル」）が建設されようとする。それまで低層であった大塚通り沿いに一二階のビルが建つという。そこで周辺市民からの計画変更の請願が出されることになる。平成九年には駅北口のいわゆる尾俣ビル（「プラース国立」）の建設が進む。一四階のマンションである。国分寺市民を中心に北側住民の激しい反対運動も起きるのである。しかし、いずれも認可になる。やがて軒並み立ち始める高層マンションの存在に、少なからぬ市民は違和感を抱き始めるようになる。

（その全体経緯）

そして決定的な景観騒動となっていくのが、明和マンションの建設問題である。平成一一年に大塚通りの東京海上跡地を買収し計画されたこの大型マンションは、一八階の高さを

持ち部屋数四〇〇を越すものであった。北側に位置する桐朋学園をはじめ地域の周辺住民は、この建設計画を阻止する運動を起こす。幾つもの裁判にも持ち込まれる。市の内外から建設反対の七万人署名も集められた。それはバブル経済とその風潮が全国的に崩壊する中で、国立の街で出現したりアクション現象と叫んでいる。往時の、高さ制限のない開発容認にはやはりかなりの人が抵抗感を抱いたということであろう。そういう点で、行き過ぎた開発志向へのブレーキとしての効用は明和マンション事件にはあったといえることができる。現に最近の最高裁判決は、住民の高さカットの訴えこそ認めなかったが、「景観利益」の存在を一般論として法の保護対象として認めている（平成一八年三月）。一つの見識と受け止めるべきものである。

裁判といえ、高さ二〇mを超える部分の撤去を求めた住民からの訴訟で、東京地裁が「二〇m、七階以上の部分は取り壊せ」という判決を出している（平成一五年一二月）。この判決はさすがに高裁で逆転しているが、この判決が、その後の市民運動に決定的な弾みをつけたことは忘れてはならない。ちなみに、この裁判官は、圏央道建設事業にも、小田急線高架化事業にも、あるいは東京都の銀行外形課税にもことごとく違法との判決を出して話題を呼んだ人物である。

（行き過ぎた戦術）

おりしも平成一一年には上原公子市長が当選する。彼女は住民運動家としてまさにこのマンション反対運動の中核的存在であった。それだけに市そのものが市民運動の当事者となつていく。ここに歯止めのない構造が生じることとなる。新市長上原は考えられるあらゆる手段を講じて、この建設阻止を図っていく。地区条例を急遽「後追い」で制定し、本来適法であった当該マンションを「違法」の建築物にしようとする。入居生活者に不可欠な水道や電気の供給を阻止しようとする。高裁はこうした市長の言動を判決文の中で、「市長に要請される中立性、公正性を逸脱している」、「異例かつ執拗な行為であり、社会通念上許容される限度を逸脱している」と難じている（平成一七年一二月）。

こうしてみると行政責任者としての当該市長の行動はやはり「行き過ぎ」という外ない。いうまでもなく理念の存在と行動の合理性とは別物である。明和マンション（そもそもは規制緩和した行政）に問題があるとしても、そのことがすべてを否定するものとはならない。例えば明和マンションには既に高齢者を中心に一〇〇〇人近い新市民が、入居生活を始めようとしていた。市長の動きにこの住民の不安感尋常ではなかつたろう。そういう点では、遅くとも高裁判決が出た段階で市は和解すべきではなかつたかと考える。行政はコストと全体バランスを考えることがなくてはならないのだ。市

ないし市長が支払う賠償額が一審の四億円から二審では二五〇〇万円に減らされたのである。「後追い」条例化も「違法」とはならないと判断もされた。訴訟費用もまだ三〇〇〇万円程度でおさまっていた。財政難の国立市の台所を考えれば、ここが現実論としての事態收拾の時期ではなかつたかと思ふのである。

しかし上原市長は裁判の継続を容認した。再び四億円の賠償判決が出される懸念があるにもかかわらずである。ここに上原市政の観念主義を見る思いがする。

iv 国立の市民層の特異性

かような国立市政の現状を俯瞰するにつけ、もう一つの国立の特異性としての、その市民層の性格という面にも注目しなくてはならない。なぜなら国立という街の政治的風土を考へる時、その住民の資質は不可分な要素となるからである。国立は一般的にインテリ層の多い街であるといわれる。もつともそれは国立に限らない。住民層の地域的特色という点では、中央線沿線は一体的にそうである。しかし戦後の東京の発展とともに武蔵野、三鷹と西方移動してきたホワイトカラー層は、やがて小金井、国分寺、国立に広がってきた。わけても国立はそもそも昭和始めの西武の新興住宅街に住みついた裕福な新住民も存在し、その複合の中で高いプライドを持つ知識人層地域になつたといえる。

加えてこうした中央線沿線地域には、戦後民主主義教育の申し子としての年齢層が多い。それだけに反権力、反保守的傾向をよしとする年配層の多いことも想像に難くない。

ある谷保地域の住民はこういう。

「インテリで生活にゆとりがあるこの地域の人たちにとって、市役所レベルの行政サービスには殆ど期待するものはない。生活には困らない。もし期待があるとすれば、ファッションとしての政治性ではないか」。

特に「国立ブランド」とは生活の高級感であり、非土着性、非保守性であって、それゆえ政治的には「進歩派」「革新派」であることが必須と考えているのではないかというのである。興味深い指摘である。

そしてもう一つの国立の地域的要素としては若年層の多さが挙げられよう。一橋大など若い学生層は一般的に「革新的傾向にある。この要素も国立の特異性を考える場合に無視できないものである。人口規模の小さい国立には、この学生層の存在も決して影響が小さいものとは考えられない。

二 「上原市政」現在史としての国立

こういった風土と気風の中で登場したのが先の上原公子市長である。環境派としてのイメージに加え、市民参加を軸としてのアップピールが、それまで続いた保守市政二〇年をス

トップさせたのである。平成一一年の初当選では一三〇〇票での僅少差で保守市長を破つての勝利。しかし四年後には一万七〇〇〇票をとり、保守をダブルスコアで抑え再選されている。

国立の街の「革新」性の延長線上に登場したとも考えられる上原市政。それではこの市政がどんな形で施策を打ち出してきたであろうか。とくに市民参加という面からそれを整理してみたい。

i 「平和」「反政府」への徹底した取り組み

上原市政は平成一一年に市長就任以来、一貫して「平和」「人権」をキーワードとしてきているといえる。それだけに象徴的な施策の動きをみると、その政治姿勢には徹底したものがあつた(表2)。

こうしてみると、何とも「激しい」施策展開であり、市民参加といいながら、一部の声を市民全体の声として吸収したのではないだろうか。国立の街は小さい。関係者が「プロ市民」と呼ばれる人々かどうかは市民の間では透けてみえるといわれる。仮に、これらの施策提案は「幅広い」市民の声の反映によるといふのであれば、疑問なしとしない。わけでもない。昨年一八年に議会提出された「無防備都市宣言(平和都市条例)」制定の動きなどに至っては、民意を反映したとは到底思えないのである。

表2 上原市政の歩み

平成11年	上原市長当選
平成12年	「日の丸」掲揚で小学生による「校長土下座事件」発生 「国立平和都市宣言」を策定し「正戦」などないと宣言
平成14年	「有事立法に反対する意見書」を議会が採択 有事3立法反対に関し政府に市長名で公開質問状提出 住民基本台帳ネットワークの切断を表明
平成15年	上原市長再選
平成17年	「しょうがいしゃがあたりまえに暮せるまち宣言」を策定 *（筆者注）タイトルはすべてひらがな表現である
平成18年	「国立市男女平等参画推進計画」を策定 「平和」「住基ネット」等で市長は全国講演行脚を展開 「無防備都市条例」案に賛成意見を付し議会に提出（否決） 「市民参加条例」案を議会に提出（否決）
平成19年	「憲法改正を進ませない」と参院選出馬を表明

にもかかわらず、「都内で初めての女性市長」などというレベルでの明朗なマスコミイメージは強い。その下で、一般受けするこの「反戦・平和」思想の市政運営は、一部のマスコミの話題性を高め、その高まったマスコミ論調にまた市民は影響され納得していく。そういったサイクルがここには存在するのである。それがまさに国立という街の「市民参加」の一つの実相なのである。

ii 三角屋根駅舎の攻防

最後に国立の歴史と市民参加をみるうえで、国立駅の三角屋根駅舎の保存問題に触れておかねばならない。そもそも国立と三角駅舎といえ、札幌と時計台のように不可欠の存在である。多くの人があるその姿を国立市の象徴として大事にしてきている。しかし中央線の立体化に伴う国立駅の解体は平成四年にJRから発表されたものである。それを受けて国立市では当時の佐伯市長が駅舎保存をJRと都に要望してきており、また市議会も全会一致で保存を決めてきている。それなのに何故紛糾したのか。その経緯は表3の通りである。

この問題の所在はどこにあるのか。一見するならば反対した議会サイドに問題があるかのようなものである。しかしそうではない。経緯をみれば、ネットは市民参加を無視し、駅周辺の整備計画と財政スキームをつくらぬ市に原因があると考えるのが自然である。

何よりも三角駅舎の保存に関しては、周辺地域を含め国立駅界隈の全体の将来構想と連動する。当初こういう認識の下で市自身も二度の市民検討会を発足させ、整備計画のアイデアを求めてきた。そして上原市政発足の二年目に「国立駅周辺プラン報告書」が、二期目の二年目に「国立駅周辺まちづくりに関する報告書」が提出された。その中には三角駅舎保存を前提に市としての計画を至急に策定するよう市長に求められていた。

しかし上原市長はこれら市民参加による検討会の意見を受けながら、全体計画を正式に策定することなく、突然平成一七年になって三角駅舎のみに目を向けた提案をするようになる。財政規模の小さく苦しい国立市にとって、何よりも用地確保、すなわち財源確保は大問題である。三角屋根の保存に二〇、三〇億円かかるというのが実際どのくらいかかるのか。その財源捻出をどう工面するのか。駅周辺の将来像はいかに描くのか。北部の国立地域にだけいつも手厚い行政をしようと、南部の谷保地域の人たちの批判をどう汲み取るか。上原市長は全体計画と財政に関し市民への情報提供を行ってこなかったのだ。この間のJRや東京都との交渉経過などの情報が公開もなく、市の姿勢に対して市民活動団体から厳しい批判が出たのも当然である。

他方で、市長の提案に対し、これまた統一方針のない議会

表4 三角屋根駅舎保存問題の経緯

平成4年	JRが中央線高架化を発表し、三角駅舎の解体を示唆
平成11年	上原公子市長初当選
平成12年	「国立駅周辺プラン報告書」が発表され、周辺整備が必要と市長に提言
平成14年	駅舎保存を議会は全員一致で可決
平成16年	「国立駅周辺まちづくりに関する報告書」が発表され、「森の駅」構想と周辺関連整備を市長に進言
平成17年	国立市、東京都、JRで参画駅舎の曳き家移設で合意 市長が曳き家案を提出する、議会は全体計画不明と否決（9月、12月）
平成18年	市長が曳き家案の白紙撤回を東京都に表明（3月） 市長が曳き家案を再々提出し否決（5月）、議会は現場存置案を主張 初の事情説明会が開かれるが（8月）、情報不足と市民団体が市長批判 三角駅舎の解体・保存（12月）

はとまどい混乱しながら時に賛成し、時に反対する行動をとる。結局、議会は市長の駅周辺整備の不作為の責任転嫁に振り回されたというほかない。

(リバウンドした三角駅舎)

しかしこの事件は半年後の市長選の争点となる。平成一九年三月、上原市長は不出馬宣言を行い「私は（反対し続けてきた）議会に抗議するために市長選にでません」と表明したのである。

この宣言によって「議会のいじめ」（野党＝自公）に泣く市長イメージはマスコミを通じ一挙に広がり、判官びいきの傾向を助長することとなった。その段階から本来的に問題となるべき財源確保の目途や全体計画の不作為は、不問となつていったのである。

(次号に続く)

紛糾した三位一体の改革をふまえ、
憲法での地方分権の強化を訴える渾身のメッセージ

どうなる日本、 憲法改正「地方自治」論争 どうする分権

嶋津隆文/著

A5判・定価2,100円税込

政治評論家
竹村健一氏
推薦

憲法論議は大いにされてよい。本書は地方自治について、明日の日本を見据えつつ、現場の生の体験から提言される憲法改正論である。注目すべきである。

小社の発行図書をホームページでご案内しております。
URL:<http://www.gyosei.co.jp>



株式会社 ぎょうせい

〒167-8088 東京都杉並区荻窪4-30-16
TEL03-5349-6666/FAX03-5349-6677